

「北海道・北東北の縄文遺跡群」デジタル御朱印帳作成業務委託  
仕 様 書

1 目的

世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下「縄文遺跡群」という。）への来訪・周遊を促進するため、遺跡等への訪問やイベントへの参加によって取得する御朱印を付与する仕組みを設けることにより、来訪・周遊意欲を喚起するものである。

2 業務内容

本業務は、令和7年度実施するデジタル御朱印企画（以下、「企画」という。）の準備業務として、以下の業務を行う。

(1) システム設計業務

- WEBブラウザ、スマートフォンのアプリケーション又はLINEアプリ等を活用し、各来訪者が自らの来訪記録を確認できる御朱印帳を設計すること。
- 御朱印帳には以下の要素が記録されること。
  - ・ 各構成資産、ガイダンス施設及び縄文遺跡群関連施設（別紙一覧のとおり）（以下、「目的地」という。）を来訪した記録
  - ・ 同一の目的地に複数回来訪した場合の回数記録
  - ・ 縄文遺跡群関連イベントに参加した記録
  - ・ 世界遺産登録記念日、ゴールデンウィーク、シルバーウィーク等の節目に、いずれかの目的地に来訪したことの記録
- 記録方法は必ずしも位置情報連動によらないこと。（現地設置型二次元コード等でもよいこと。）
- 御朱印帳に参加者の年代、住まいの地域、メールアドレス等の情報を登録するフォームを制作すること。
- 参加者の来訪記録及び登録情報を蓄積するデータベースを設計すること。
- 上記のほか、参加者の来訪意欲を喚起する要素をシステムに盛り込むこと。

(2) システムデザイン業務

御朱印帳にデザイン性を持たせ、企画参加意欲・記録更新意欲・コレクション意欲を視覚的に喚起するレイアウトや機能を施すこと。

(3) サーバーの導入

サーバーのセットアップ及び管理マニュアルの作成を行うこと。

3 留意事項

契約後、提案されたシステムの仕様及びデザインについて、協議する場合があること。

#### 4 履行期限

令和7年3月31日（月）

#### 5 その他

- (1) 業務終了後、業務内容をまとめた委託業務完了報告書を作成し、委託業務完了届とともに提出すること。
- (2) 本業務の成果品について、デザインデータ（JPEG、PDF等）を納品すること。
- (3) 成果物の著作権（著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む。）は発注者に帰属する。また、受注者は発注者に対し著作権人格権を行使しないこととする。
- (4) その他仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項等については、発注者と受注者とで協議すること。

## 「北海道・北東北の縄文遺跡群」デジタル御朱印企画 目的地一覧

No	構成資産名・施設名	所在
1	史跡 キウス周堤墓群	北海道千歳市
2	千歳市埋蔵文化財センター	北海道千歳市
3	史跡 北黄金貝塚	北海道伊達市
4	北黄金貝塚情報センター	北海道伊達市
5	史跡 入江・高砂貝塚（高砂貝塚）	北海道洞爺湖町
6	史跡 入江・高砂貝塚（入江貝塚）	北海道洞爺湖町
7	入江・高砂貝塚館	北海道洞爺湖町
8	史跡 大船遺跡	北海道函館市
9	史跡 垣ノ島遺跡	北海道函館市
10	函館市縄文文化交流センター	北海道函館市
11	史跡 鷺ノ木遺跡（関連資産）	北海道森町
12	森町遺跡発掘調査事務所	北海道森町
13	あおもり縄文ステーションじょもじょも	青森県青森市
14	特別史跡 三内丸山遺跡	青森県青森市
15	三内丸山遺跡センター	青森県青森市
16	史跡 小牧野遺跡	青森県青森市
17	縄文の学び舎・小牧野館	青森県青森市
18	史跡 大平山元遺跡	青森県外ヶ浜町
19	大平山元遺跡展示施設むーもん館	青森県外ヶ浜町
20	史跡 大森勝山遺跡	青森県弘前市
21	裾野地区体育文化交流センター	青森県弘前市
22	史跡 亀ヶ岡石器時代遺跡	青森県つがる市
23	つがる市木造亀ヶ岡考古資料室	青森県つがる市
24	史跡 田小屋野貝塚	青森県つがる市
25	つがる市縄文住居展示資料館カルコ	青森県つがる市
26	史跡 是川石器時代遺跡	青森県八戸市
27	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館	青森県八戸市
28	史跡 長七谷地貝塚（関連資産）	青森県八戸市
29	八戸市博物館	青森県八戸市
30	史跡 二ツ森貝塚	青森県七戸町
31	二ツ森貝塚館	青森県七戸町
32	史跡 御所野遺跡	岩手県一戸町
33	御所野縄文博物館	岩手県一戸町
34	特別史跡 大湯環状列石	秋田県鹿角市
35	大湯ストーンサークル館	秋田県鹿角市
36	伊勢堂岱遺跡	秋田県北秋田市
37	伊勢堂岱縄文館	秋田県北秋田市